

令和6年度 実施方針の策定の見通しの公表について

北海道警察本部

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年7月30日法律第117号）第15条、および民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行規則（平成23年内閣府令第65号）第2条による公表は下表のとおりです。

なお、実際に策定する実施方針が下表の内容と異なる場合があります。

名称	期間	概要	公共施設等の立地	実施方針を策定する時期	所管部署
旭川中央警察署庁舎等の整備事業	契約締結日から令和26年3月末まで (予定)	旭川中央警察署庁舎及び旭川方面本部分庁舎の設計、建設及び維持管理等（予定）	旭川中央警察署庁舎 旭川市7条通10丁目 旭川方面本部分庁舎 旭川市2条通25丁目	令和6年12月 (予定)	北海道警察本部 総務部施設課 施設建設第三係 電話：011-251-0110